

適用事業所との共同事業の公表

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供②合併等に伴う提供③特定のものととの共同利用については、法律上第三者にあたらないうこととなっています。

「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業主と健保組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、円滑かつ効果的な事業を実施に向けて、健診結果等の情報を事業主と健保組合で共有・活用しますので、※個人情報の保護に関する法律第27条第5項に基づき下記のとおり公表いたします。

※適用事業所は、当組合の構成員(事業主)となっている ①東洋製罐(株) ②東洋製罐グループホールディングス(株)
③メビウスパッケージング(株) ④公益財団法人東洋食品研究所の4つの事業主です。

(参考)個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第27条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

事業目的および内容

生活習慣病の予防を目的に下記①②③の事業を実施します。

① 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導(※1)

共同利用するデータ:健康診断結果情報等

⇒事業所が実施する健診、健保組合が実施する人間ドック等の「生活習慣病関連項目(血圧・脂質・血糖など)」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

② リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨(※2)

共同利用するデータ:疾病・生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報(例:血圧が高く、リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等)

※病歴等の情報は含まれません

⇒治療が必要と判断される「リスク保有者」に対して、事業所より受診勧奨を行います。受診勧奨した後、医療機関への受診が確認できない場合は、再度受診勧奨を行います。

③ 加入者に対する健康維持増進事業

共同利用するデータ:生活習慣病関連項目、健診の申込・受診情報・健診結果

⇒加入者の健康づくりの質の向上と量の拡大に向けた取組に活用します。

※①、②健診事後指導及び受診勧奨の内容や特定保健指導の判定基準については別添資料をご覧ください。

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。生活習慣病は、(1)自覚症状がないまま進行すること、(2)長年の生活習慣に起因すること、(3)疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリスクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

▽生活習慣病についての詳細はこちら(スマート・ライフ・プロジェクトの生活習慣病解説ページにリンクしています)生活習慣病を知ろう！ <http://www.smartlife.go.jp/disease/>

共同利用する者の範囲（適用事業所）

■各被保険者の雇用事業主／各事業所人事労務管理者・看護職・産業医

(責任者)各社人事(担当)部長

東洋製罐グループホールディングス(株)

東洋製罐(株)

メイウスパッケージング(株)

東洋食品研究所

健保組合／役職員

(責任者)常務理事

最後に

健康診断を受診することは、生活習慣病はもとよりがんの早期発見など、ご自身の命を守るにつながります。

「自分のカラダをキチンと知ってセルフケア。

～自分の健康を守れるのはあなた自身です。～」